

# 曾我地区まちづくり協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は、「曾我地区まちづくり協議会（以下「本会」という）」と称する。

## (事務所)

第2条 本会は、事務所を掛川市領家373の1の1曾我地域生涯学習センター内に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、曾我地区（以下「地区」という）の各種組織や行政などと連携し、地域の福祉、環境、防災、防犯、交通安全、生涯学習などの推進・支援に取り組む。また、これら諸活動を通じて、地域住民の連帯感を強化し、長期的な視点に立って「曾我地区の振興・発展」に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全、防犯、防災など安全・安心な地域づくりを推進すること。
- (2) 良好的な生活環境づくりと自然環境の保全を推進すること。
- (3) 地区住民の福祉意識の高揚と地域福祉活動を推進すること。
- (4) 種々の行事を通して住民の集会・交流活動を活発にし、連帯感を高めること。
- (5) 講演会、講座等を開催し生涯学習の意識を高め、互いの教養を深めること。
- (6) 各種のグループ活動を育て、活発にし、文化の向上を図ること。
- (7) 住民のスポーツ参加を奨め、健康増進と親睦を図ること。
- (8) 明るく快適で住みやすい地域社会をつくり、青少年の健全育成を図ること。
- (9) 行事、活動内容、情報等地域住民への啓蒙啓発のため広報活動を推進すること。
- (10) その他、前条の目的を達成するために必要な事業を推進すること。

## (会 員)

第5条 本会は、地区内に居住する個人及び拠点を持つ組織により構成される。

- 2 構成員や曾我地区の活動等に貢献する企業や団体等も積極的に加え、幅広い参加者を募るものとする。
- 3 構成員は、総会の決議を経て変更することができる。ただし、緊急に変更をする必要があると認められる場合には、役員会の決議で変更することができる。この場合には、後の総会において報告・承認を得るものとする。
- 4 会員は、別表1のとおりとする。

### (役員等)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名 (1名は会計兼務)
- (3) 理事 15名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 事務長 1名

2 本会に監事2名を置く。

### (役員等の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に職務執行上の支障が生じた時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計、経理を担当する。
- (4) 理事は、各組織の代表として意見を述べるとともに、本会における決定に基づき本会及び各組織の運営に反映させる。
- (5) 事務局長は、企画運営を総括し、各組織の事業等を調整する。
- (6) 監事は、会計監査にあたり、その結果を総会で報告する。

### (役員等の選任)

第8条 本会の会長は区長会会長、副会長は区長会副会長とし、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事（各区長）は自治区の選出による。
- 3 その他の理事は、事務局長、事務局次長、事務長、地区福祉議会長、および企画委員長とする。
- 4 事務局員は常任企画運営会議で選任し、総会で承認を得るものとする。
- 5 監事は、常任企画運営会議で選任し、総会で承認を得るものとする。

### (役員等の任期)

第9条 役員等の任期は1期2年とし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の任期は2期までとする。
- 3 補欠によって選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (相談役および顧問)

第10条 本会の運営および地区の諸課題について、意見等を求めるため相談役および顧問を置くことができる。

- 2 相談役は市会議員経験者など、地区内に精通した者の中から、また顧問は本会会长経験者を総会の決議を得て会長が委嘱する。

### (役員等の報酬等)

**第 11 条** 会長、副会長及び事務局員に対しては、常任企画運営委員会の議を得て別に定める額の報酬を支給することができる。

- 2 相談役は、および顧問は、名誉職とする。
- 3 役員等並びに顧問・相談役に特別な事由が生じた場合には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

#### (会議)

**第 12 条** 本会の会議は、総会、企画運営委員会、常任企画運営委員会、とし総会、企画運営委員会、常任企画運営委員会、は会長が招集し、企画運営委員会は事務局長が招集する。

#### (役員会)

**第 13 条** 常任企画運営委員会は月例常任企画運営委員会および臨時常任企画運営委員会とし、月例会は月 1 回、臨時会及び拡大役員会は必要に応じて開催する。

- 2 常任企画運営委員会は、会長が必要と認めた者を出席させることができる。
- 3 常任企画運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 掛川市長会連合会理事会の決議事項や伝達事項
  - (2) 各地区から出された事項、地区に関する案件
  - (3) 本会の運営及び、まちづくり計画に関する事項等を審議する。
- 4 第 4 条の事業を円滑に執行するため、各構成組織の役割分担等の細則を別途定め連携・調整を図ること。

#### (企画運営委員会)

**第 14 条** 企画運営委員会は、年 1 回総会前に開催するとともに、拡大して審議する事案が生じた場合に臨時に開催することができる。

- 2 企画運営委員会は、次の掲げる事項を審議する。
  - (1) 総会に付議する事項

#### (総会)

**第 15 条** 総会は定例総会および臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎年 1 回 4 月に開催する。
- 3 定例総会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 事業計画および事業報告に関する事項
  - (2) 予算および決算に関する事項
  - (3) 規約の改廃に関する事項
  - (4) 委員会の設置および解散に関する事項
  - (5) 役員の選任および解任に関する事項
  - (6) 会の運営に関する事項

(7) その他地区に関する重要な事項

4 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会員の5分の1以上の開催請求があつたとき。

(2) その他会長が必要と認めたとき。

#### (会議の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。

2 常任企画運営委員会及び企画運営委員会の議長は副会長が議長にあたる。

#### (会議の定足数)

第17条 会議は、総会にあっては別表1の総会出席会員の、役員会にあっては役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

#### (会議の議決)

第18条 会議の議事は、この規約に特に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決する。

2 前項において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

#### (委員会組織)

第19条 本会は、地区の事業を円滑に推進するために委員会を設置することができる。ただし、緊急に設置する必要があると認められる場合には、常任企画運営委員会の決議で設置できるものとする。なお、この場合にあっては、後の総会において承認を得るものとする。

2 委員会について必要なことは、役員会において別途定めることができる。

3 委員会の事業目的を達成したときは、解散をするものとする。

#### (経 費)

第20条 本会の運営経費は、会費、交付金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は、1世帯単位の年額とし、毎年定例総会において承認を得るものとする。

3 会費は、地区ごとにまとめて毎年5月末までに、納入するものとする。

#### (会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 会計年度が終了した時は、速やかに決算を行い、監査を受けて総会の承認を受けなければならない。

#### (附 則)

本会則は、平成25年4月1日より施行する。

改正1回 平成26年5月18日より施行する。  
改正2回 平成27年5月24日より施行する。  
改正3回 平成30年5月20日より施行する。  
改正4回 平成31年4月26日より施行する。